

仕 様 書 （ 見 本 ）

1. 件 名 立川競輪開設 75 周年記念競輪及び施設整備等協賛競輪に係るイベント演出等関連業務委託
2. 目 的 本業務において重要なのは、お客様目線の演出等であり、お客様が見ているものはレースであり、選手である。そのレースや選手を輝かせるような演出、また、お客様が場内で一日楽しく快適に過ごせるような環境の提供、並びにインターネットからの購入層に対しての効果的なプロモーション等により、来場促進及び売上浮揚を図り、お客様が楽しめるように工夫し、お客様の満足度を向上させることを目的とする。
3. 内 容 立川競輪開設 75 周年記念競輪（令和 9 年 1 月 4 日～ 7 日）及び施設整備等協賛競輪（令和 8 年 11 月 12 日～15 日）の 2 つの開催に係る以下の業務など
 - （1）場内装飾、開催中式典演出、開催中入場・場内イベント
 - （2）広告宣伝、記念開催プレ PR イベント
 - （3）インターネット環境を利用した購買促進施策
4. 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 1 日まで
5. 業務内容
 - （1）場内装飾業務
実施日 令和 8 年 10 月 1 日（予定）から順次
令和 9 年 1 月 7 日まで（13 日までに撤去予定）

仕様

ア) 場内装飾（装飾品の制作、取付け、取外しを含む。）

- ① 入場門（メインゲート・グリーンゲート）付近の装飾一式
- ② 敢闘門装飾一式
- ③ バンク内及びスタンド場内等の選手横断幕取付け、取外し他管理一式

※横断幕はその数に関わらずバンク内・第二スタンド・バックスタンド等選手から見える位置に必ずすべてを掲出すること。また、バンク内での掲出については、単管パイプを利用すること。なお、単管パイプについては、施設整備等協賛競輪時の設置物を残置させ、記念開催時まで引き続き設置しておく、または、開催ごとに設置・撤収することを受注者が選択できるものとする。特段の事情がある場合は発注者と協議すること。

- ④ 場内装飾一式

イ) 装飾全般事項

- ① 別に作成予定の開設 75 周年記念競輪ポスター及び公益財団法人 JKA より提供される施設整備等協賛競輪ポスターのビジュアルを基本とし、インパクトのあるものにすること。
- ② 制作物の数量、図面、設置レイアウト図、全体パースを提出し事前に関係者と十分に協議したうえで制作すること。なお、装飾を順次進める上でのスケジュール表を作成し、提出すること。
- ③ 装飾は施設整備協賛競輪で使用したものを立川競輪開設 75 周年記念競輪で流用しても構わないが、それぞれの開催で場内の印象が変わるように趣向を凝らすこと。

《注意事項》

- ・開催中、バンク内の式典時及び必要な装飾の転換及び走路の養生は、競技関係者、演出関係者と充分に打合せ、責任者を用意し、事前に関係者と協議のうえ行うこと。
- ・すべての装飾は、立川競輪場のイメージ及び施設・設備を充分に考慮した上で、開催運営を尊重し、レースに支障をきたす恐れのないよう、事前に関係者と協議のうえ行うこと。
- ・全ての装飾業務において、制作、取付け、撤去等一式を含むものとする。ただし、ア) ③の「選手横断幕」については制作を除く。
- ・選手横断幕については、競技の安全面から競技関係者（JKA）の指示に従い掲出を行い、最終日の搬出（返送手続き）についてもあわせて行うこと。
- ・制作物については「競輪広告・宣伝指針」を遵守すること。

(2) 式典演出業務

実施日 施設整備等協賛競輪 令和8年11月12日から令和8年11月15日まで
立川競輪開設75周年記念競輪 令和9年1月4日から令和9年1月7日まで

仕様

- ① 開会式式典演出
- ② 初日特別選抜競争出場選手特別紹介演出
- ③ 決勝戦出場選手特別紹介演出
- ④ 決勝戦選手入場演出
- ⑤ 決勝戦表彰式式典演出
- ⑥ 優勝選手、指定レース勝上り選手及び地元勝利選手等への勝利者インタビュー演出
- ⑦ 上記①～⑥の式典舞台運営、式典演出にかかるフラッシュ照明や舞台の演出装飾の設置及び撤去等

《注意事項》

- ・開催前に、レース演出・特別紹介・表彰式等のリハーサルを事前に関係者と充分協議のうえ行うこと。
- ・開催中は、競技運営全般の状況を正確に把握し、天候の変化等に常に気を配りながら、あらゆる事態に適切な対応をできるように注意すること。なお、荒天の場合、開会式、出場選手特別紹介は実施しない。その際、表彰式は優勝インタビューを敢闘門内側で行い、その後に表彰式典を選手宿舍ロビーで行うこと。
- ・演出用機材関係の走路内及び敢闘門付近への搬入・搬出時は、競走路を保護するための十分な養生をすること。
- ・演出用機材関係に搬入・搬出時間及び電気使用時間、リハーサル時間等の制作スケジュール表を作成し、事前に関係者と協議のうえ指示を受け行うこと。
- ・賞金ボードを作成し、記念撮影が行える体制をとること。また、花束・小物等の準備管理をすること。
- ・表彰式においては、花束プレゼンターを用意するなどの工夫を凝らした演出を実施すること。なお、来場者ファンサービス向上のため、表彰式の実施は、ステージ棟（中間エリア）での開催を検討すること。
- ・演出の必須要素として、音響・照明・特殊効果を活用し本場での効果及びTV効果を充分に考慮すること。また、それぞれのシーンに相応しい音楽を選曲し、事前に関係者と協議のうえ行うこと。
- ・式典演出に必要な関係機材（音響・照明・特殊効果）等の手配及び設置管理は、立川競輪場の施設・設備を充分に考慮したうえ、競技運営を尊重し、レースに支障をきたす恐れのないよう事前に関係者と協議のうえ行うこと。
- ・指定レース勝上り選手及び地元勝利選手等での勝利者インタビュー時は敢闘門からの選手出し人員を用意すること。

- ・式典参列者及び参加選手への事前説明を行うこと。

(3) 入場及び場内イベント業務

実施日 施設整備等協賛競輪 令和8年11月12日から令和8年11月15日

立川競輪開設75周年記念競輪 令和9年1月4日から令和9年1月7日まで

仕様

- ① 来場者の入場時におけるイベント・先着プレゼント（受注者負担）の企画実施運営。
入場時の先着プレゼントは、1日目～4日目各1,000名の2開催（計8,000名、1名あたり150円程度）を基準として日替わりで配布すること。
- ② 来場者に対する場内（特別観覧席内を含む。）でのイベントの企画実施運営（購買促進及び長時間滞留促進につなげる）。
- ③ 予想会の企画実施運営（開催中毎日）。
- ④ 来場者が手軽に飲食できる店舗（ケータリングカーや屋台、弁当販売等）を複数出店し、テーマを統一した食イベントを実施し、充実した飲食スペースを設置すること。
- ⑤ 若年層・家族層の来場が見込めるイベントの企画実施運営（土日祝日または最終日を中心に開催中2日間以上とする）。
- ⑥ その他、売上浮揚又は、来場促進が見込める企画の提案・実施。

《注意事項》

- ・各種イベントにおける、司会・選手・ゲスト等の出演（出演者アテンド含む）・移動及び宿泊・昼食・ケータリング手配、演出に必要な装飾等の費用は受注者の負担とする。
- ・演出用機材関係の搬入・搬出時間及び電気使用時間、スケジュール表を作成し、事前に関係者と協議のうえ行うこと。
- ・各種イベント演出装飾に必要な関係機材（音響・照明・特殊効果）等の手配、設置管理及び撤去は立川競輪場の施設・設備を十分に考慮したうえで、競技運営を尊重し、レースに支障をきたす恐れのないよう事前に関係者と協議のうえ行うこと。
- ・各種イベントについて、映像や音楽など使用許可が必要な場合、受注者にて申請手続きを行うこと。
- ・場内イベントは新規顧客（若年層・家族層）の来場促進向けと既存客満足度向上それぞれについて、ターゲットや日程を考慮し、インパクトのある人選及び企画実施運営を行うこと。
- ・上記①の先着プレゼントイベントについては、配布品や数量等発注者と協議のうえ決定する。
- ・上記④の飲食店舗の販売品については、場内既存売店の販売品と重複しないこと。また、保健所等の申請が必要な場合は、受注者にて申請手続きを行うこと。なお、販売品の内容については、発注者と協議のうえ決定する。

(4) 広告宣伝業務

実施日 契約締結日から令和9年1月7日まで

仕様

開催告知パンフレット（各開催16.2万部予定）の作成及び場外発売場等への発送業務（約100箇所）
※作成枚数及び発送箇所については発注者と協議のうえ決定すること。また、たちかわ競輪ホームページ用にWEB版を制作し、欠場などに対応した原稿及び出場選手写真を発信すること。

《注意事項》

- ・開催告知パンフレットは、A4版縦見開き4ページ（A3用紙2つ折）以上とするが、製作仕様については

変更となる場合がある。

- ・電話投票会員向け雑誌「Winning Run」に各開催につき約 10 万部同封するための、依頼・発送手続き及び手数料等は受注者負担とする。
- ・スポーツ新聞における開催告知広告は発注者にて別途行う。
- ・開催告知パンフレットなどの制作にあたっては「競輪広告・宣伝指針」を確認し、それに準ずること。

(5) 記念開催プレPR イベント業務

実施日 令和 8 年 11 月中旬新橋駅西口広場 (SL 広場) 前にて開催予定の「新橋競輪プロモーションイベント (仮称)」

仕様

- ① イベント参加負担金 (予定金額 550,000 円) は、当委託金額より支出すること。
- ② テント 1 張分のイベントスペースにて 2 日間それぞれ 8 時間程度 (前年実績より) ブース出展すること。なお、そのブース出展に使用する物品の搬入・撤去にかかる費用についても当委託金額より支出すること。
- ③ 開催 PR を目的とし、自転車競技普及や地域還元を含めて企画・実施すること。

(6) インターネット環境を利用した購買促進施策

実施日 契約締結日から令和 9 年 1 月 7 日まで

仕様

- ① 民間ポータルサイトや電話投票、他公営競技と連携したインターネットコラボキャンペーンの実施
- ② 他競輪場等と連携したインターネットコラボキャンペーンの実施
- ③ LINE、X 及び Instagram 等の SNS を活用したキャンペーンの実施
- ④ その他、民間ポータルサイトや電話投票の売上浮揚が見込める企画の提案・実施

(7) 優勝者デザインクオカードの作成

仕様

- ① 規格：500 円券
- ② 数量：50 枚以上
- ③ 画像データは発注者が電子メール・CD-R 等にて提供する (その他の方法による入稿を希望される場合には業者決定後、協議のうえ決定する) こととし、提供した画像データをもとに受注者が券面デザインを作成して 1 回以上の校正を行うこと。
- ④ 既製の台紙等を使用し、1 枚ずつ台紙に梱包した状態で納品すること。
- ⑤ 納期は発注者と協議のうえ決定する。

6. 上記業務に関する共通注意事項

- ・契約時の業務内容から変更があった場合には、発注者・受注者双方協議のうえですそれに応じた契約変更を行うこと。
- ・すべての業務について費用の内訳がわかる見積書を作成し、事前に発注者へ提出すること。なお、2 つの開催では、斡旋される選手及びお客様の注目度等も異なることから委託金額に占める比率を「記念開催 65% : 施設整備 35%」を目安として算定して計画すること。
- ・すべての業務において関係者と事前協議のうえ、作業スケジュール表を作成すること。また、作業スケジュール表に基づき綿密に打合せ・連絡等を行い、業務遂行に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。
- ・制作物は、強風・雨天時を想定し、万全の注意を払い取付け・撤去等を行うこと。

- ・制作物及び機材等の搬入・取付け、設置期間中の監督管理、撤去処分等一切の費用を含むものとする。
- ・イベント、演出、装飾等の内容で官公庁等の許可を必要とするものに関する手続きを行うこと。
- ・式典、イベントの司会進行には、競輪に関する知識と経験があるものを起用すること。また、業務に係る要員は管理責任者を除き、イベントコンパニオンとして教育を受け、実績のあるものとする。
- ・すべての業務における責任者は、競輪レース及びイベントに精通したものとする。
- ・式典、イベントに関する案内看板及び告知看板等一式を作成・設置すること。なお、場内イベントについては雨天時対応も想定し、極力中止等にするものがないようにすること。また、雨天時中止等となるおそれのあるイベントについてはプロポーザル審査会時にその旨が分かるように明記又は口頭説明すること。
- ・受注者は、この委託業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務の主要な部分を除く一部についての再委託については、あらかじめ、発注者に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- ・開催が順延した場合は、それに伴い契約期間を延長する。
- ・両開催終了後、写真等のビジュアル資料を盛り込んだ実施報告書を発注者に提出すること。
- ・プロポーザル審査委員会にて提案のあった内容は全て実施すること。その他プロポーザル審査及び質疑応答において受注者が提案、回答した内容については誠実に対応すること。また、発注者の要望により企画内容を変更する場合もしくは、提案通りの内容ですべての企画の実施が行えない場合、発注者と協議のうえ、必要に応じて中止もしくは代替案への変更に対応すること。
- ・この仕様書に明記のない事項に関しては、発注者・受注者双方協議のうえ決定する。
- ・両開催において、2027年12月に立川競輪場で開催される「KEIRIN グランプリシリーズ 2027」の告知を行い、広く来場客に印象づけること。

7. 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- ③低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

8. 支払方法

完了後一括払